

一関地区広域行政組合浄化槽清掃業の許可申請手数料条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第29号

(趣旨)

第1条 この条例は、浄化槽法(昭和58年法律第43号)第35条第1項に規定する浄化槽清掃業の許可に係る申請手数料の徴収に関し必要な事項を定めるものとする。

(手数料の額)

第2条 前条に規定する手数料は、浄化槽清掃業許可申請手数料とし、申請1件につき20,000円とする。

(補則)

第3条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年4月1日から施行する。